

特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第二十六条第一項、第三十条第一項及び第三十三条第二項の規定により、法及び漁業法施行規則（令和二年農林水産省令第四十七号。以下「省令」という。）を実施するため、特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関し、必要な事項を定めるものとする。

(漁獲量等の報告)

第二条 法第二十六条第一項及び第三十条第一項の規定による報告（以下「報告」という。）

は、当該報告を行う者の使用に係る電子計算機と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合においては、書面により報告を行うことができる。

3 前項の書面を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出した場合における省令第十六条第一項及び第十九条第一項に規定する期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

4 第一項に規定する方法により報告を行う者は、代理人によつて当該報告を行う場合には、あらかじめ、別に定めるその権限を証する書面を知事に提出しなければならない。

(採捕の停止)

第三条 知事が法第三十三条第二項各号のいずれかに該当すると認める旨の告示をしたときは、それぞれ当該各号に定める者は、当該告示をした日の翌日から同日の属する管理年度の末日（当該告示において期間が定められた場合にあつては、当該期間の末日）までの間は、当該告示に係る特定水産資源の採捕をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が同項の告示に係る場合に該当しなくなつたと認める旨の告示をしたときは、同項の告示に係る者は、当該該当しなくなつたと認める旨の告示をした日から同項の告示に係る特定水産資源の採捕をすることができる。

附 則

この規則は、令和三年一月一日から施行する。